

第 27 号議案

河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路等の占用に関する条例の一部を改正する条例の件

河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路等の占用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路等の占用に関する条例の一部を改正する条例

(河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例の一部改正)

第1条 河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例(平成12年3月条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (流水占用料等の納付) 第3条 流水占用料等は、 <u>市長の指定する期日までに納付</u> しなければならない。 | (流水占用料等の納付) 第3条 流水占用料等は、 <u>前納</u> しなければならない。 |

(水路等の占用に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市水路等の占用に関する条例(平成15年3月条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (占用許可等) 第3条 [略] 2 前項の許可(以下「占用許可」という。)の期間は、 <u>10年</u> を超えることができない。 3～6 [略] | (占用許可等) 第3条 [略] 2 前項の許可(以下「占用許可」という。)の期間は、 <u>5年</u> を超えることができない。 3～6 [略] |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

流水占用料等の納付期日及び占用許可の期間を見直すに当たり、条例を改正する必要があるため。